

令和7年度

千代田区高齢者・障害者虐待防止推進会議

—議 事 録—

日時：令和8年2月3日（火）18：31～20：27

場所：かがやきプラザ1階 ひだまりホール

千代田区 障害者福祉課・在宅支援課・高齢介護課

■開催日時・出席者等

日時	令和8年2月3日(火) 18:31~20:27	
場所	かがやきプラザ1階 ひだまりホール	
出席者	委員	岸会長、八杖副会長、大澤委員、平山委員、中嶋委員、赤澤委員、成田委員、清村委員、相内委員(代理 佐々木氏)、高橋委員、川端委員、服藤委員、藤田委員、坂田委員、浜田委員、飛田委員、小町委員、田部委員、山口委員、市川委員、荻原委員、千野委員
	事務局	清水保健福祉部長 【在宅支援課】辰島参事、石井係長 【障害者福祉課】緒方課長、小坂部係長、藤代、小泉 【高齢介護課】武田係長
欠席者	松山委員	

■議事録

<開会>

○緒方障害者福祉課長 それでは、定刻になりましたので、これより令和7年度千代田区高齢者・障害者虐待防止推進会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日進行を務めます、保健福祉部障害者福祉課長の緒方と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、保健福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

○清水保健福祉部長 皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。保健福祉部長の清水でございます。

日頃より様々な区政にご協力いただいておりますことを改めまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、高齢者・障害者の虐待防止推進会議ということでございます。虐待はゼロにしていきたいと思っております。そして支え合いの地域社会をこの千代田区で実現をしていきたいと思っております。そのためには、今日お集まりの皆様方から様々なお知恵を、ぜひ、お借りしたいと思っております。

本日、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○緒方障害者福祉課長 ありがとうございます。

それでは、本日の推進会議の成立についてご報告いたします。千代田区高齢者・障害者虐待防止推進会議等設置要綱第7条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席が開催の条件とされております。本推進会議の定数は23名です。現在22名の出席を頂いておりますので、本日の推進会議は成立することをご報告いたします。

なお、松山委員から、ご欠席の連絡を頂いておりまして、万世橋警察署は、相内委員の代理として佐々木様にご出席いただいております。

本会議は、これまで会長のみでの体制でございましたが、今年度からは、八杖先生に副会長をお引き受けいただいております。八杖先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○八杖副会長 よろしくお願ひいたします。

○緒方障害者福祉課長 委員の皆様には、令和5年4月1日より令和8年3月31日の3年間、委員をお願いしております。今年度も引き続き、よろしくお願ひいたします。

なお、来年度以降の委員の委嘱につきましては、各ご所属へ推薦依頼を送付させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、今年度初めて委員に就任された方には、委嘱状の交付をさせていただきました。本来であれば、お一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところがございますが、時間の都合上、机上配付とさせていただきました。ご了承いただきますようお願いいたします。

委員の皆様、事務局職員の紹介につきましては、机上に配付いたしました名簿をもって代えさせていただきます。ご確認ください。

それでは、岸会長にご挨拶いただきます。岸会長よろしくお願ひいたします。

○岸会長 皆さんこんばんは。会長を拝命しております岸と申します。この4月に大学が変わりまして、現在、東京医療保健大学というところで、看護師、保健師、助産師の育成に携わっております。こちらの千代田区の高齢者虐待につきましては、ほぼ20年近く携わっているのではないかと思います、ぜひ、

推進していけるように、微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。

また、今期より副会長として八杖委員に就任いただきましたので、より強靱な体制が取れたと思っております。本日は新しい委員の先生方もいらっしゃいますが、どうぞ忌憚のないご意見を頂きまして、より活発な高齢者・虐待防止活動の推進に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 ありがとうございます。

区では、公開で開催されます会議の議事録を区ホームページに掲載しています。本日の会議につきましては、議事録作成のため、神戸総合速記の方にお越しいただいております。皆様のご発言を録音いたしますので、ご了承ください。

また、議事録がまとまりましたら、公開前に各委員の皆様にご確認を頂きますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、配付資料を確認いたします。事前配付資料としまして、資料1、資料2-(1)、資料2-(2)、資料3-(1)、資料3-(2)、資料4をお送りいたしました。また、当日の配付資料といたしまして、次第、委員名簿、席次表、資料5、アンケートをお配りいたしました。なお、本日配付いたしました資料5につきましては、個人の特定につながるおそれがありますので、会終了後に回収させていただきますので、ご了解ください。

事務局から新規委員の方には、委嘱状と「ノックの手帳」を併せて配付いたしましたので、ご確認ください。

お手元がない資料がありましたら、事務局がお持ちいたしますので、恐れ入りますが挙手のほうをお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、本日の会議は次第のとおり、報告と事例報告を行います。報告では資料に基づき各課から、高齢者及び障害者への虐待に関する報告をいたします。今回は質問票も事前送付いたしましたので、委員より寄せられたご意見にも回答いたします。

事例報告につきましては、個人情報を含みますので、会議中に知り得た情報の外部への持ち出しや二次利用をしないようお願い申し上げます。

続きまして高齢者虐待防止定例会です。こちらは2か月に1回、偶数月に開催をしております。主な参加機関としましては、高齢者あんしんセンター、相談センター、在宅支援課です。虐待があると判断し、未終結ケースの対応進捗についての合同協議を行っております。対応困難な虐待ケースについての事例共有なども行っております。

ページをおめくりいただきまして、3ページになります。

障害者虐待防止ネットワークケース会議につきましては令和5年度から令和7年度まで0件となっております。こちら、対応困難なケースについて専門家の意見を基に対応の検討を行っております。

続きまして(2)普及・啓発活動です。千代田区高齢者虐待防止講演会、こちらは在宅支援課と社会福祉協議会が共催をしております。令和7年度は11月15日に「毎日がアルツハイマー」の映画を上映いたしました。そして、「認知症と高齢者虐待について」という講話を行っております。講師は、在宅支援課が対応しております。

続きまして千代田区高齢者・障害者虐待防止研修です。こちらは、在宅支援課・高齢介護課・障害者福祉課、社会福祉協議会と共催で行っております。令和7年度は9月24日、テーマは「これって虐待?」、そして講師は東洋大学福祉社会デザイン学部教授の高山直樹氏にご登壇いただいております。当日の参加は60名、そして、YouTubeでの後日の動画配信を行い、12月末までに視聴された方が15名となっております。

次のページに移ります。

千代田区障害者虐待防止研修です。令和7年度は12月17日に「誰もが住みやすいまちに -虐待防止法が目指すこと-」というテーマで、合同会社黒子サポート、株式会社ばりこねっとの南口芙美先生に登壇いただいております。当日の参加人数は11名、開催は千代田区の障害者よろず相談のLightが行っております。

続きまして千代田区高齢者虐待防止DVD研修についてです。こちらは令和3年度より実施しております。内容につきましては、高齢者虐待について、高齢者虐待防止法の特徴や発見と相談・通報のポイント、事例紹介などをまとめたDVDを視聴する。そして、あわせて虐待防止に関連する話などをする

というようなものです。令和6年度は11回の実績となっております。

続きまして虐待防止強化期間における周知キャンペーンの実施です。こちらは、毎年11月1日から12月10日の期間に行っております。障害者、高齢者、児童への虐待防止、そして、女性に対する暴力防止及び相談先を周知するということが目的としております。

内容は広報千代田の10月20日号に掲載するとともに、相談先周知カードの配布、地域福祉交通「風ぐるま」車内広告の掲示、区役所、児童家庭支援センター、よろず相談 Light、かがやきプラザにてオレンジ・パープルリボンツリーの設置をしております。また、W リボンバッジの着用もしているところでもあります。そのほかキルトの展示なども行い、啓発に努めています。説明は以上となります。

○岸会長 小坂部係長、ご報告ありがとうございます。今の報告に対しまして、ご質問等がございましたら、挙手でお知らせください。

八杖委員、お願いします。マイクをお願いします。

○八杖副会長 八杖でございます。ご報告ありがとうございます。

過去に、今もあると思います高齢者安心生活見守り隊というのが虐待対応の関係で活動していたかと思うんですけど、これは今回、活動実施状況には記載がなかったんですが、これは活動が行われているということでしょうか。もし、事前質問しておりませんでしたので、突然の質問で大変申し訳ないんですが、ご紹介できることがあったらお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○石井相談係長 在宅支援課の石井でございます。

今の八杖委員の質問に回答いたします。見守り隊としての活動は特には行っていないのですが、ふだんから見守りは実施しておりますので、隊として改めて活動は行っていないという状況でございます。

○八杖副会長 ありがとうございます。かつては学生さんとか、いろんな商店街の方で隊があったと思うんですけど、今はもう隊はなくなってしまったということなんでしょうか。

○石井相談係長 そうですね。改めて隊を組んでという形で活動は行っていないような現状でございます。ただ、案件、案件に伴いまして、それに関係する方で集まっ

たりですとか、研修等は、地域包括支援センターが主催となって、予防ケア会議と圏域別ケア会議等を行っております。

○八杖副会長 はい。ありがとうございました。

○岸会長 見守り隊、私は覚えておりますけど、多分、それを終結したとしても、地域の中で見守りが行われるような体制になったので、それは終了したという理解でよろしいですか。

○石井相談係長 そうですね。改めて、隊としての活動ではなく、やはり、今、岸会長のおっしゃったとおりの活動を続けております。

○岸会長 はい、ありがとうございます。
ほかにご質問はいかがでしょうか。
八杖委員どうぞ。

○八杖副会長 すみません。今、「ノックの手帳」を拝見したら、見守り隊が掲載されておるので、そこは、あれですかね、今後ちょっと修正とかもしたほうがよろしいですね。はい。それだけちょっと気になりました。申し訳ございません。

○石井相談係長 大変失礼いたしました。そうですね、改定のとときに、そこは調整していきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○岸会長 はい。修正よろしく願いいたします。
ほかにはご質問はいかがでしょうか。
ちょっと1点、私からよろしいでしょうか。今の3ページ目ですかね。千代田区の障害者虐待防止研修の参加者を拝見すると、8人から11人ぐらいと非常に少数の参加で、もったいないなというふうに思うんですけども、こちらのほうは、これ、別の研修ですと、後日、動画配信とか行っているんですが、動画配信等を行わず、対面実施のみにしているというのは何か理由がありますか。もし動画配信だと、もう少し視聴者が増えるのかなと思って聞きしているところです。

○小坂部総合相談担当係長 ご質問ありがとうございます。障害者福祉課の小坂部です。

千代田区の障害者よろず相談 Light は千代田区で虐待防止センターの機能をお願いしているところになります。そちらの企画としまして、虐待防止研修を行っております。

障害者よろず相談 Light の場所が、一ツ橋のパレスサイドにございますけ

れども、ちょっと小規模というところがあります。ただ、やはり私どものほうも、こちらの参加人数が11名というのは、少ないと思っているところですので、より多くの方に周知等をして、たくさんの方に聞いていただけるような体制を取りたいと思います。

そして、YouTubeの配信に関しましては、今回、企画段階のところ、そういうところを検討しておりませんでしたので、頂いた意見を次回のときに生かしていきたいと思っております。

○岸会長 ぜひ、たくさんの方にご視聴いただけるようお願いいたします。
ほかによろしいでしょうか。

○岸会長 では、後でも結構ですので、先に進めさせていただきます。ありがとうございました。

では、次に高齢者に関する報告をお願いいたします。

○石井相談係長 改めまして、在宅支援課相談係の石井と申します。

では、私からは資料2-(1)「高齢者虐待の実績」と資料2-(2)「養護者による高齢者虐待の状況」について説明いたします。時間の限りもありますので、比較資料の要点のみの説明とさせていただきますので、ご了承ください。

初めに、資料2-(1)「高齢者虐待の実績」をご覧ください。

まず、報告書下段の「要介護施設等従事者による虐待」は、相談件数、虐待と判断した件数とも、共に0件でした。

次に、報告書上段の「養護者による虐待」についてです。虐待の相談や通報があった場合は、高齢者あんしんセンターや相談センターの相談員と協力し、情報収集や事実確認を進めるとともに、速やかにコアメンバー会議を実施し、虐待の有無を判断しています。

①の養護者による高齢者虐待・権利擁護相談件数です。件数の数え方ですが、初回の相談・通報だけではなく、その事案のフォローアップのために連絡した1回を1件と数えているため、1,000件を超える件数となっています。令和6年度の相談件数は、合計で1,344件で、令和5年度の1,075件よりも1.25倍増加いたしました。

②の虐待と判断した件数です。虐待ではないかと相談や通報があった件数は、令和6年度は35件で、虐待ありと判断したのは11件、通報数に占める

割合は 31.4%でした。

次に、資料 2-(2)「養護者による高齢者虐待の状況」をご覧ください。こちらは東京都との比較資料ですが、東京都の最近の公表数が令和 5 年度になりますので、その点ご了承ください。

(1) 相談・通報該当件数です。資料 2-(1)でもご報告いたしましたが、令和 6 年度の相談・通報件数は 35 件でした。括弧内は高齢者人口 1 万人当たりの通報件数の割合です。東京都の件数は 23 区だけではなく、市や町、島しょ部も含んでいますので、都市部とほか地域との差がある可能性もあると推測いたしますが、千代田区は、東京都に比べると 2 割近く虐待の相談・通報件数の割合が多い状況です。

(2) 相談・通報者です。主な相談通報者は、介護支援専門員や警察、医療機関従事者でありました。

続きまして、3 ページをご覧ください。

表 4、事実確認調査の結果です。通報のあった 35 件のうち、通報時点で明らかに虐待ではなく、事実確認の調査は不要と判断した 3 件を除く 32 件のうち、虐待と判断した事例は 11 件で、人口 1 万人当たりの割合は 9.6 件でした。

4 ページ、表 5、虐待の発生要因です。虐待者側の要因には、孤立・補助介護者の不在、知識や情報の不足、他者との関わりの取りづらさ・資源へのつながりづらさが、被虐待者の状況では、傷害・疾病、精神障害、高次脳機能障害や認知機能の低下などが上位に分類されています。

(6) 被虐待高齢者の状況、表 7 から表 14 の説明は、時間の都合上、割愛いたしますので、ご了承ください。

7 ページ目をご覧ください。

(7) 虐待への対応策をご覧ください。表の 15、虐待への対応策としての分離の有無です。今年度は、虐待者から新たに分離を行った事例はありませんでした。

8 ページ、表 16、分離していない事例の対応の内訳です。東京都と同様、養護者に対する助言・指導や、ケアプランの見直しを繰り返し実施し、在宅での生活が継続できるような対応を実施しています。養護者の抱える生活課

題などについてのアセスメントや、ほか部署、ほか機関などと連携した支援チームを形成することにより、虐待を受けている高齢者の権利擁護だけではなく、養護者をはじめとする関係者にも寄り添い、虐待の解消に努めておりますが、虐待と判断に至らないケースでも、本人支援や家族調整が複雑化している印象を持っています。今後も、支援者間の連絡を密にし、対応していく必要があると感じています。

報告は以上です。

○岸会長 ありがとうございます。特に事前の質問等はございませんでしたか。

○石井相談係長 はい。特に事前の質問等は頂戴しておりません。

○岸会長 はい。ありがとうございます。では、今の報告に対しましてご質問がございましたら、お願いいたします。

 はい。お願いいたします。

○市川委員 民生委員の市川です。

 相談実績 1,344、で、虐待と判断した件数 35。この、何ていうか、関係性が、ちょっとよく分からないんですけれども。相談が 1,300 あって、虐待と判断して、どこからどういうふうにあき出してそうなったのか、この数字の見方がよく分からないので、教えていただければと思います。

○石井相談係長 ご質問ありがとうございます。相談件数の件数自体は、こちらに、在宅支援課なり、あんしんセンター、相談センターに電話なり、窓口で直接なりで相談を頂いたという件数を全てカウントしております。その中で、虐待ではないかとか、ちょっと、こういうことはどうなんだろうといった件数をカウントしている状況でございます。

 そのうち、実際に虐待ではないだろうか、通報ですね。通報が上がってきたといいますと、実際に在宅支援課に、これは虐待があるかどうかを実際に確認してほしいということで、さらに踏み込んだ感じで連絡のあった件数のうちということが 35 件ということになりますので、市川委員がおっしゃるように、最初の 1,000 件以上の相談と、じゃあ実際の通報があった 35 件というのは、こちらの限りでは、ご指摘のように、ちょっと関係性が見えにくい状況になってございます。

○岸会長 市川委員、よろしいでしょうか。

○市川委員 1,300のうち35しかないのは、あと残りは、どんなご相談だったのかなと思ったり、センターにもあったら、もうちょっとあるのかなと思ったり、じゃあ、みんな何を1,300件も相談してくるのかなというふうに、僕もちょっと、結局見えないんですよ、何だかよく。あまりにも差があり過ぎるので、その辺は実際どういう内容の質問があったとか、それもお分かりになるようでしたら。

○石井相談係長 ご指摘ありがとうございます。すみません。今、ぱっと、ちょっと具体例が思い浮かばなくて大変恐縮なんですけれども。そうですね、まず申しましたように、その1件1件を1,300、1,000飛んで何人という、何人というんじゃないくて何回になっていますので、まず、実際の人数とはちょっと離れているというのは、実際にはございます。で、申し訳ないんですが、今その人数自体は、ちょっと今、数が出ないような状況でございますが、そのうち、その中でもこの案件は、詳しく在宅支援課とも含めて、皆さんで確認してほしいというのが35件ありましたということになりますので、そうですね、ご指摘のとおり、ちょっと見えにくい状況ではあります。今、ご質問に対して答えになっているかどうかもあるんですけども、そういう数の取り方をさせていただきます。

○岸会長 はい。川端委員お願いします。

○川端委員 もしも差し支えなければ、今、委員でご出席をしてくださっている、あんしんセンターのセンター長のお二人に、個人情報に触らないような形で、どのようなご相談が虐待ではない相談で、権利養護とかで入っているのかと聞かせていただけると。ちょっと不安になるのは、本当は虐待って通報を受け付けなきゃいけないのに、受け付けていないんじゃないかというデータの違いいに見えてしまうので、教えていただけたらうれしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○岸会長 はい。お願いいたします。

○飛田委員 ご質問ありがとうございます。あんしんセンター麴町のセンター長の飛田でございます。

私どもの圏域は、番町、麴町、富士見地区をエリアとしているんですけども、令和6年度に関しましては、比較的、虐待、生命に危険を及ぼすよう

な虐待というのは、非常に少なかったなという印象です。その中でも、例えばベッド柵で囲ってしまっているというような、身体拘束の事例なんかも何件かありまして、麴町地区としましては、そういったケースも1件1件丁寧に対応しているなというふうに考えております。

ですので、あとは虐待と判断されたケースも6ケースしかございませんので、比較的、件数としては少ないかなというふうに思っております。

一方、親子間のけんか、トラブルが、今年度はちょっと多くてですね。警察のほうにご協力いただいたというケースが何件か続いたというような年度だったなというふうに評価しております。

以上になります。

○岸会長 じゃあ、あんしんセンター神田のほうも、ご説明をお願いします。

○浜田委員 あんしんセンター神田のセンター長の浜田と申します。よろしくお願いたします。

近年の傾向としまして、やはりご家族からの虐待がやっぱり増えているなと。特に、お子さん方ですかね。そんな傾向は肌感覚としてはありまして、やっぱり家族支援というところは特に注視してやってございます。

で、先ほどのご説明の、ご質問の補足にはなるんですけども、先ほどの通報件数に関しましては、資料2-(1)の②番に書かれています通報件数35件に対しまして、認定が令和6年度は11件あったと。

この1,344件が何かということなんですけれども、認定を受けた方というのは、一応カウントとしまして虐待というところにチェックをつけながら、後追いをしたりとか、あとサポートをさせていただいている関係上、どんどん件数は増えていくということで、そのトータルが1,344と。通報自体は35件という認識でよろしいかと思っておりますので。補足で説明させていただきました。

以上です。

○川端委員 よく分かりました。ありがとうございます。

ということは、虐待・権利擁護相談件数というよりも、その都度、対応ケースというんですかね。というふうにお書きいただくと、あれ、何か知らせているのに、対応してもらっていないものが相当数あって、通報として受け

ているのはこれだけですかと見えるので、ちょっと資料の記載の仕方は工夫していただいても、皆さんちゃんとやっつけてくださっているということが分かって安心しましたので、お願いしたいです。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○石井相談係長 ご指摘ありがとうございます。そのように改めて資料を作成いたします。ありがとうございます。

○岸会長 ご質問とご回答ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。
はい、川端委員お願いします。

○川端委員 続けて失礼いたします。資料 2-(2)にあります相談通報者の中で、令和 6 年度、ご本人からのご相談が 7 回、7 人あるということが特徴的かなと思っているんですが、これは何か広報や啓発をした、そういう成果というふう
に評価をされているのか、その辺り区としての評価をお聞きしたいです。

○石井相談係長 ご質問ありがとうございます。そうですね、先ほど資料 1 でご報告いたしました、講演会などを通じて、言葉は硬いですがけれども、疑わしきは通報してくださいというふうには、通報というか、そうですね、ご連絡くださいというふうにお願いしておりますので、例えば在宅支援課ですとか、相談センター、あんしんセンターに連絡が行くこともございますし、あと、例えばケアマネジャーさんが訪問で入っているときに、例えば、このあざはどうしたのかしらなど、そうしたところから、腕や足にあざがあったので、これを確認してくださいということで連絡を頂くこともありますので、区としては、ある程度、一定程度、皆さんに虐待が疑わしきものは連絡していいんだということが、もちろんそういうことで、連絡いただいた個人の方の情報も守りますし、もしそれが虐待ではなくても、それで責めるようなことも全くありませんのでということも含めてご説明していますので、ある程度、区民の皆様
の虐待に対する意識が高まってきているのかと思っております。

○岸会長 2-(1)の方、被虐待高齢者本人の通報が、令和 5 年に比べて令和 6 年で 0 から 7 と増えているところは、何か理由がありますかということだったんですけど、研修とかを行って周知されたからということでしょうか。

なかなか高齢者本人が言ってくる数って多くないんですけど、今回のこの

令和6年の件数を見ると、前年度と比べて、0から7ということで、ご家族、親族の相談は急激に0から5と増えているんですけど、何かありますか。

○石井相談係長 ご指摘ありがとうございます。そうですね、本人またはご家族の方からの連絡も、改めて確認いたしましたし、数が出てきたということがありますので。あとは、先ほど申しましたケアマネジャーさんからの、こういうことがあったら連絡してくださいということもありますし、ケアマネジャーに言ってくださいだけではなくて、そのほか、区に連絡してくださいですか、あんしんセンターに連絡してくださいということもございまして、ご本人、もしくは家族からの連絡も増えてきたのかとは思いますが。

○川端委員 ありがとうございます。ぜひ、私、多分、平成29年度、この委員をやらせていただいていたいて、そのときから研修とか、そういう枠組みってあまり変わっていないんだなというふうに拝見しているんですけども。実ってきているんだとしても、こういうデータが変わってくる時は、そこが何がきっかけで、こういうふうに相談をしてくださったのかというその分析をして、その内容から、じゃあこういう効果があるから、こういう研修がいいんだとか、こういう出前講座がいいんだというので、そこを増やすということをやっていただくと、次の事業計画が、また実りが多いかなと思うので、ぜひここに出ている7とか5という数のところは、もともとのきっかけが何だったのかとかということが、最初のご相談のところで語られているかどうか、ぜひ記録を見ていただいたりして、次の事業計画に役立てていただくといいのではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○石井相談係長 ご指摘ありがとうございます。次の事業計画等に反映させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○岸会長 ほかにはよろしいでしょうか。

はい、お願いいたします。市川委員。

○市川委員 施設の方にお聞きしたいと思うんですけども、被虐待者側、カスタマーハラスメントじゃないですけども、認知症とか。こちらも虐待するつもりはないんですけど、そちらのほうの対応ですか。むちゃくちゃを言うてくる患者さんとかに対する対応とか、そういうのはどのようにしているんで

しょうか。認知症の方とかだと、どうしようもない方も、どうしようもないって失礼ですけど、いらっしゃると思うので、そうすると、こちらも対応していると、かっとなっちゃうこともあると思うんですけども、そういうところは、どのように施設のほうでは対応しているんでしょうか。

○岸会長 はい。ご質問ありがとうございます。施設のほうで、えみふるの田部さん、いかがでしょうか。お答えいただけますでしょうか。被虐待者のほうが暴言とか、暴行とか、そういうことをした場合にどう対応していますかということですね。

○田部委員 こちらえみふるは、障害者の施設を、障害者の3障害が対象になっていますので、過度な言われ方をする方は、たまにいらっしゃいます。基本的には、傾聴、お話を全て聞きとり、根底には障害の理解というところだったりするところもあるので、この辺は内部で研修を重ねて対応しています。例えば、何でもご要望が強い方は確かにいらっしゃるので、初動対応で難しければ、経験者に代わったりとか、なるべくご本人とお話をして解決できるようにというところなので、基本的にはお話を聞いていく中で関係性をつくっていったり、人間ですので、やっぱり合う合わないはどうしても出てきてしまいます。

あと、やはり、ご利用者様からすると、職員よりも少し役の就いた者のほうが入りやすかったりする方もいらっしゃいますので、対応者を変えながら、なるべくご要望に対してお話し合いでなるべく進むよう対応しています。

カスハラなどがありますけど、あんまりそういう事例というのはちょっと少ないかなという印象は受けています。あと、実際、話を聞いていくうちに、ご本人さんたちが、ご要望が何なのかというところ。よくあるんですが、ほかの手续に行ったんだけど、ちょっと手续がうまくいなくて、感情的になられている方もいます。お話を聞いていくと、こういう手续をしたかったんだけどうまくいかなかったんだけど、どうしたらいいのという、利用者の方の困っていることを明確にすることで、解消されたりとか。

多少、今はその気持ちが強くなっていても、ちょっとお話をしていったり、何度も話し合いを続けることで、少し解決に向けていったりという形はあります。職員のほうが少し感情的になってしまうということは、少ないかなとは

思います。

3 障害対応の施設なので、その捉え方というところは、障害というよりも、その一人の人というふうに見て、対応しているところもあります。障害をベースに見ているというわけじゃなくて、そのご相談があった方の一人の人として接し、お話を聞いているので、ご相談を普通に聞いていくという形のスタイルで対応させていただいています。とても難しいケースがある人は、人を変えていって、ご本人さんが一番安心できる方とお話を進めていくような形は取っています。お答えになっていればと思います。

○岸会長 よろしかったら山口委員もお願いできればと思います。

○山口委員 高齢者の、特養ですけども、特養では特にそういうことは、あんまりないと考えています。介護者のほうも、かなり気をつけて対応しているようにしておりますので、実際にそういう事例というのは、ほとんどないと思います。

○岸会長 ありがとうございます。人を変えたりとか、介護者の方のいろんな研修とか、そういう体制を整えていて、あまりそのような問題も起きていないというところで、非常に対応をうまくされているのかなと思いますが、市川委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

では、先に進めさせていただこうと思います。では次に、障害者に関する報告をお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課総合相談担当の小坂部です。

資料 3- (1)「令和 7 年度千代田区障害者虐待の実績」、こちらをご用意ください。

1、障害者虐待相談件数です。こちら令和 6 年度の合計数のところをご覧ください。身体障害者が 67 件、知的障害者が 43 件、精神障害者が 58 件、その他（重複）122 件、合計 290 件の相談がありました。

虐待に関する相談窓口というようなところで、障害者虐待防止センター、障害者福祉課、障害者福祉センターえみふる、障害者よろず相談、こちらは MOFCA と書いてありますが、令和 6 年度に委託事業者の変更がございまして、愛称が Light という形となりました。令和 6 年度分に関しましては Light が虐待防止センター機能を担っておりますので、障害者虐待防止センターの数字をご覧くださいと思います。

続きまして、2、虐待と判断した件数です。令和4年度は1件、令和5年度は1件、そして令和6年度は0件という状況となっております。令和4年度に関しましては、知的障害者、身体的虐待、そして令和5年度に関しては、その他のところで性的虐待1となっております。

続きまして、資料3-(2)「障害者虐待の状況(比較集計)」になります。こちらをご覧ください。

2 ページ目、1、養護者による障害者虐待についての対応状況等です。

(1) 相談・通報件数は、令和6年度が7件、令和5年度は6件となっております。東京都が、令和5年度は685件、令和4年度は517件という形で、集計の関係で1年間、区と東京都でズレが生じております。そして、在宅支援課の報告と同じように、今回、括弧書きという形で、人口1万人当たりの件数を出しております。高齢のほうと同じで、東京都よりも、数値としては低いのですが、人口1万人当たりの件数は区のほうが多いという状況となっております。

(2) 相談・通報・届出者についてです。令和5年度に関しては、通報者自身を見ますと、施設、事業所の職員からの届出が多いです。そして、令和6年度に関しましては、警察、そして家族・親族、本人による届出という順で通報等がある状況です。

続いて、(3) 事実確認の状況です。事実確認調査を行った事例としまして、令和6年度7件、令和5年度が6件行っております。訪問調査を行わずに、関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例というところで、令和6年度が7件、令和5年度は6件となっております。実際には調査の現地訪問という形は取らず、関係者からの情報収集というところで、訪問までは至っていないというようなところになっております。

ページをめくりまして、3 ページ目をご覧ください。

(4) 事実確認の結果としましては、虐待ではないと判断した件数が、令和6年度は7件、令和5年度が6件という形で、通報・相談等があったもの全てが虐待ではないという判断に至ったという形となっております。

(5) 虐待行為の類型です。こちら虐待行為ということに至っていないというところでありますので、こちらは以降、表の5から表の12、こちらは全て

令和6年度、令和5年度共に0件という数字となっております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

2、障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待についての対応状況等です。施設従事者ということですので、支援者、ヘルパー、指導員などが対象となります。

(1) 相談・通報件数です。令和6年度は8件、令和5年度も、同じく8件となっております。

(2) 相談・通報・届出者です。令和6年度に関しましては、本人による届出が3件、家族・親族等が2件、その他というところで3件となっております。その他事項に関しましては、他の自治体からの通報でしたり、一般企業からの通報というような通報・相談となっております。令和5年度に関しましては、他の施設の事業所の職員からの相談・通報、そして本人による届出という順番になっております。

ページをめくりまして、(3) 市区町村による事実確認の状況です。事実確認を行った事例のほうが、令和6年度は2件、令和5年度は5件となっております。こちらの中で見ていただきたいのは、虐待の事実が認められなかった事例です。こちらが令和6年度は2件、令和5年度は1件となっております。

そして、令和5年度に関しましては、虐待の事実の判断に至らなかった事例が3件となっております。そして、事実確認、調査中の事例というのが、令和6年度は1件となっております。そして、事実確認調査を行っていない事例に関しましては、こちら表の下にそれぞれの年度ごとに事例の内容が書いてありますので、こちらを参照いただければと思います。

続きまして、(4) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められた事業所種別」です。令和6年度は、虐待の認定等はありませんでした。令和5年度は1件ございました。こちらは共同生活援助、グループホームであった虐待事例となります。

8ページ目に移ります。

(5) 虐待の事実が認められた事例についてというところで、令和6年度は事例はありませんでした。令和4年度は、先ほどお伝えしましたグループ

ホームに関してのところ、性的虐待というところで1件となっております。被虐待者の性別は女性です。続いて被虐待者の年齢に関しては、令和5年度は20歳から29歳となっております。次に、被虐待者の障害種別です。令和5年度の1件に関しましては、知的障害と精神障害の重複という形でした。

そして虐待者の性別は、令和5年度の1件に関しましては、男性です。

ページをめくりまして、虐待者の年齢に関しては60歳以上でした。虐待者の職種に関しましては、グループホームの世話人の方だったというところからです。

表28の市区町村の職員が判断した虐待の発生要因です。こちらに関しては、令和5年度の1件に関しまして、教育・知識・介護技術に関する問題、職員のストレスや感情コントロールの問題、倫理観や理念の欠如、人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ、これらが発生の要因として考えられました。

続きまして、10ページ目をご覧ください。

3、使用者による障害者虐待についての対応状況等です。こちら使用者となりますと、管理者などが該当してくることとなります。

(1) 市区町村、都道府県における相談・通報の件数です。令和6年度の千代田区が16件、令和5年度は14件でした。東京都のほうが、令和5年度116件、令和4年度が65件、括弧書きのほうは、人口1万人当たりの件数となっております。この辺り、特に東京都と比べますと、こちら人口1万人当たりという数値のほうは、千代田区はととても多いというような、数値は小さいですけれども多いというような状況となっております。

この辺り、毎回、こちらの会議でもお伝えしているところではありますが、千代田区は、企業の数が多い、そして企業数が多い、障害者雇用などで働いている障害者の方たちも多いというような、その辺りも影響しているのではないかと考えているところです。

(2) 相談・通報・届出者です。こちらに関しては合計が、令和6年度が18件、令和5年度が14件となっております。中身としましては、本人による届出、そして障害者福祉の従事者などからの届出等が多くなっております。

(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例についてです。こ

ちらに関しては、令和6年、令和5年度共に件数としてはございませんでした。

資料の説明については以上です。

○岸会長 はい。ご説明ありがとうございました。今の報告に対してご質問はございますでしょうか。ちょっと時間の関係もありまして、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

続きまして、研修についてご報告をお願いいたします。

○武田介護事業指定係長 千代田区高齢介護課介護事業指定係の武田と申します。

私のほうからは、昨年9月24日に実施いたしました令和7年度高齢者・障害者への虐待防止研修実施報告をさせていただきますので、資料の4をご覧ください。

この研修は虐待をしてはいけないという禁止事項の確認だけではなく、なぜ普通の職員が虐待に至るのかというプロセスを解き明かす内容でございました。特に漫然としたルーチンワークと見て見ぬふりが虐待の入り口であることと、これを明確に虐待とは呼べないものの適切ではないグレーゾーンのケアを組織的に改善することが虐待防止の鍵であることが強調されました。また、支援者として、利用者の障害ではなく、苦悩に寄り添うという専門職としての倫理的対応の重要性が解かれた研修でございました。

それでは、研修の概要について資料に沿ってご説明いたしますので、お手元の資料をご覧ください。

まず、資料の冒頭、1番、研修実施概要でございます。本研修は東洋大学の高山教授をお招きし、「これって虐待？障害者・高齢者への虐待防止研修」と題して開催いたしました。区内の介護事業所職員を中心に60名受講しております。

以下、研修内容の紹介に入らせていただきますので、資料の2番、現状認識と法的責任の所在をご覧ください。

(1)虐待事案の発生動向と潜在リスクにありますとおり、厚労省の令和5年度調査では、施設従事者による高齢者虐待の相談件数が前年度比で約31%増加、認定件数も23%増加しています。講師からは、これらは「氷山の一角」であって、通報システムの機能不全などによって水面下にはさらに多くの事

案が潜在しているとの指摘がございました。

また、(2)法的定義と刑事責任にありますように、虐待は単なるケアの不備ではなくて、刑法上の暴行や傷害、保護責任者遺棄などに該当し得る重大な行為であるとの認識を改めて徹底する必要があります。

次に、今回の研修の核となる部分ですが、資料の3番、虐待発生の構造的要因に関する整理をご覧ください。ここでは虐待に至る職員の意識が「漫然」と「傍観」というキーワードで整理をされています。漫然とは、目的意識のあるルーチンワークとして、「その場しのぎ」の支援を行っている状態です。

次のページをご覧くださいまして、傍観とは同僚の不適切な言動を見て見ぬふりをする状態です。ここでは組織的な共犯と同義であって、組織の自浄作用を失わせる大きな要因であると強調されました。

これに加えて(2)閉鎖性と構造的疲弊ということで、人材不足によって、そもそも現場が疲弊してしまっていて、十分に利用者さんの意向を確認しないまま、本人置き去りの支援構造ができているという点についての指摘がございました。

次に、4番、不適切ケア（グレーゾーン）への対応をご覧ください。

(1)グレーゾーンの定義とリスクですが、虐待とは直ちに断定できないものの、現場で安全のためですとか業務のためとして正当化されている不適切な対応のことをグレーゾーンと定義しています。

その具体的な事例として、資料下段の表に整理しておりますが、比較的分かりやすい不適切ケアの類型として、尊厳の軽視、プライバシーの侵害がありますが、次のページにお進みいただきまして、組織の構造的な問題として挙げられるのが、業務優先の論理、意思決定の無視という項目になります。ただでさえ忙しい現場ですので、どうしても作業効率優先で、利用者さんの動きをせかしてしまったりですとか、勝手に薬を食事に混ぜ込んで与えてしまうという事例ですとか、意思決定の部分では、家族の意向のみを優先して、本人の希望を無視する、「危ないから」と一律に行動を制限する、生活スケジュールを施設側が一方的に決定するといった本人の意向を無視した組織側の管理が虐待発生の構造的要因であるとの指摘がありました。

これらは職員側が利用者の安全を守るための論理にすり替えてしまいが

ちですが、実態は管理主義による支配であって、虐待発生の根本要因となるとの警告がございました。

続きまして、資料の 5 番、身体拘束に関する解釈をご覧ください。身体拘束は、原則として身体的虐待に該当します。法令上、「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件を満たして、かつ委員会での検討ですとか家族への説明といった手続を経た場合のみ例外的に許容される内容であります。

しかし、講師から強く訴えていたのは、手続の遵守は行為の免罪符ではないという点でございます。身体拘束はあくまで緊急避難的な措置であって、行っている間は、常に「他に代替手段がないか」というのを自問して、自らの支援力を見直すための時間と捉えることこそが組織の責務であると示されています。

続いて、6 番、組織的対応と改善の方向性をご覧ください。虐待防止には、「閉鎖性」の打破と組織構造の変革が不可欠です。表に示されたプロセス、特に STEP1、専門職倫理と価値の共有では、個人の価値観ではなく、専門職としての「倫理」を組織全体で共有して、説明責任を果たせる支援を行うということがポイントとして示されました。STEP2 では、本人の「苦悩」に焦点を当てて、想像力を駆使して意思を汲み取ることを、次のページでございますが、STEP3 から 4 においては、多職種連携による独断的な判断を防ぐこと。また、外部組織から評価を受けることによって、施設の「密集性」を解消すること。その上で STEP5 で本人の意向を反映した個別支援計画を策定し、STEP6 の適切なケアの実践につなげていくことで、最終的なゴールとなる虐待が発生しない組織風土をつくっていくということが求められます。

最後に、7 番、総括でございます。本研修の結論として、虐待防止の本質は、事案発生後の対処ではなくて、日常に潜むグレーゾーンの早期の気付きにあることが確認されました。

区といたしましても、今後は単なる法令遵守の確認にとどまらず、各事業所が自浄作用を高められるように支援していく方針でございます。職員個人の倫理観に依存せずに、チーム全体で業務改善を行うプロセス管理を定着させるよう指導と啓発を継続してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

- 岸会長 ご報告ありがとうございます。
皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。
今、詳細にご報告いただいたんですけど、実施してアンケート等で参加された人はどのような感想等をお持ちだったのでしょうか。
- 武田介護事業指定係長 全体として従来の研修にはない納得感があったというふうな、満足度が非常に高い結果となりました。特に反響が多かったのは、グリーゾーンに関する内容で、食事への服薬混入ですとか、無意識のためになど、自分のケアを省みてはとしたとか、反省したという声が多数寄せられました。一方、現場の過酷な実情を踏まえて、理想論ばかりだと人手不足などの現実が無視されているといったような切実な意見も見られまして、そうした職員個人の倫理観への指導指摘となった反面、それを支える組織体制、課題感とか、そういった部分が浮き彫りになったと思われまます。
- 岸会長 ありがとうございます。
皆様からご質問等ございますか。
市川委員、どうぞ。
- 市川委員 すみません、うるさくて。最後に書いてあったんですけども、この区にお聞きしたいんですけども、区としてはどのようにこういう問題に、まあ書いてありますけど、具体的にどのような方策を取るとかそういうことはありますか。
- 武田介護事業指定係長 区としては、実地指導ということで、継続的に各事業所に直接お伺いして、運営指導をしているんですけども、その中の資料確認とかヒアリングの中で、虐待防止委員会の開催状況ですとか、あとヒヤリハット報告書の活用状況を重点的に確認します。この形骸化しがちな委員会ですとか指針とかを実効性のあるような形でアップデートをさせるようにですね、現場に踏み込んだ支援をさせていただきたいと思っております。
- 市川委員 ありがとうございます。
- 岸会長 川端委員、お願いいたします。
- 川端委員 ありがとうございます。高山先生がすごく分かりやすく、ステップを踏んで検証してくださったんだなということは分かったんですが、グリーゾーンでお示しされているもののうちの幾つかは、はっきり厚生労働省の手引きだ

ったりマニュアルで、虐待の具体例として挙げられているものがグレーゾーンとして挙げられているように思っています。実際これはグレーゾーンだと思ってやってしまってますね、結果、虐待と判断せざるを得ないという場合も今後出てくるのかなと思いますので、こういう研修をなさるときには、先生の資料と、やっぱり少し区としてのご意見も言っていただいて、ため息のところは多分大丈夫ですけど、人前での排せつ介助とか、他者から見える場所での着脱介助は、完全に性的虐待と判断する例として挙げられているので、少し研修の内容について、区としてもご意見を言ってから研修をしていただくというほうが、今後、混乱がないのかなというふうには思いました。

以上です。

○岸会長 いかがでしょうか。

○武田介護事業指定係長 承知しました。そういった形で内容のほうは区のほうからも、今までは、その講師の方の資料を基にということで、あまりこちらから何も申していることはなかったんですけども、今後は、定義の問題ですとかそういったところで確認を取らせていただきたいと思います。

○岸会長 そうですね。国の方向性が変わったりマニュアルも変わっていきますので、確認をしていただけると正しく伝わるとと思いますので、よろしく願いいたします。

○岸会長 それでは、事例報告に入りたいと思いますので、まず、在宅支援課から事例報告をお願いします。

～在宅支援課・高齢介護課・障害者福祉課の各課からの事例報告～

○岸会長 ありがとうございます。

では、時間が迫ってまいりましたので、様々ご意見を頂きましてありがとうございました。次第3をこれで終了させていただきたいと思います。

では、この後は事務局に進行をお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 委員の皆様、ご議論いただききまして、誠にありがとうございました。

最後に、皆様に大変恐縮でございますが、本日の会議についてのアンケートをご記入いただきまして、事務局へ提出をお願い申し上げます。

本日は長時間、熱心なご議論を頂きまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。